

## ◎国会職員の育児休業等に関する法律

### 二、参議院議院運営委員長報告

(平成二十二年一月二十六日)

### の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第六二号)(衆)

(略)

○鈴木政二君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

### 一、提案理由(平成二十二年一月一日・衆議院本会議)

○川端達夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

(略)

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の改正に準じて、非常勤の国会職員について、育児休業の取得を可能とする等の改正を行うものとしております。

(略)

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の育児休業制度の拡充に準じて、非常勤の国会職員について、育児休業をすることができるようになる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(略)

各法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。